

マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカード の申請期限等の延長を踏まえた宇治市の対応について

国のマイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限等の延長を踏まえ、年度末まで継続的にマイナンバーカードを普及促進するための宇治市独自施策による商品券配布対象等につきまして、次のとおり対応することとしましたので、報告します。

1. マイナポイント第2弾の対象となるマイナンバーカードの申請期限等

	当初設定	第1回延長時	第2回(今回)延長時
国からの通知	令和3年度 国補正予算	令和4年9月20日	令和4年12月20日
マイナンバー カード申請期限	令和4年9月末	令和4年12月末	令和5年2月末
マイナポイント 申請期限	令和5年2月末	令和5年2月末 (変更なし)	国において今後 改めて公表予定

2. 宇治市独自施策による商品券配布対象等(国庫補助金充当)

マイナポイントの対象となる申請期間終了後にマイナンバーカードの交付申請を行い、年度内にマイナンバーカードを受け取る市民に商品券を配付

実期間	当初想定	第1回延長時	第2回(今回)延長時
市施策マイナンバー カード申請期間	令和4年10月以降	令和5年1月以降	令和5年3月中
商品券配布期間 (マイナンバーカード受取時)	令和4年度内 (令和5年3月31日)	令和4年度内 (変更なし)	令和4年度内 (令和5年5月31日)

※ 令和4年度内の取扱いを、令和5年5月31日まで(出納整理期間内)とする。